

# 金融経済教育推進機構業務方法書

(令和6年5月14日実施)

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 業務（第三条－第七条）
- 第三章 雑則（第八条－第十一条）
- 附 則

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この業務方法書は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）（以下「法」という。）第二百一十一条第一項の規定に基づき、金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）の業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（用語）

第二条 この業務方法書において使用する用語は、この業務方法書において特に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

## 第二章 業務

（金融経済教育を行う業務）

第三条 機構は、法第百十九条第一号に規定する金融経済教育を行う業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 公的機関、教育機関及び民間事業者等（以下「公的機関等」という。）に対する講師の派遣を行う業務
- 二 個人からの相談に応じる業務

（国民が金融経済教育を容易に受けられるようにするための支援を行う業務）

第四条 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、機構は、法第百十九条第二号に規定する必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行う業務として、次の各号に掲げる業務

を行う。

- 一 適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識について、国民が安心して相談できる人材の審査及び認定を行う業務
- 二 適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識について、国民が安心して相談できる人材に関する情報を適切に管理し、広く国民に提供する業務
- 三 金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上のため、研修を企画及び実施する業務
- 四 金融経済教育を担う人材の活動を支援する業務

(金融経済教育に関する調査研究を行う業務)

第五条 機構は、金融経済教育に関し、法第百十九条第三号に規定する調査研究を行う業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 国民が有する知識及び行動等に関し必要な調査及び研究を行う業務
- 二 各国の当局及び国際機関等との情報の交換その他必要な業務

(附帯業務)

第六条 機構は、法第百十九条第四号に規定する附帯業務として、前三条の業務に附帯する業務として、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教材等の企画、制作及び管理を行う業務
- 二 金融経済教育の実施に関する広報活動その他の普及啓発を行う業務
- 三 都道府県金融広報委員会、日本証券業協会地区協会、各地域の銀行協会その他の金融経済教育を行っている地域の民間団体(以下「地域機関」という。)との連携、又は地域機関が行う活動の支援を行う業務

(業務の委託)

第七条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、地域機関に対し、第三条から前条までに掲げる業務の一部を委託することができる。

- 2 機構は、受託者と業務の委託に関する契約を締結するときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書により、これを締結するものとする。

### 第三章 雑則

(資料の提供等の協力の要請等)

第八条 機構は、第二章に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者に対して、資料の提供、意見の

表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 機構は、国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者から協力を得るため、必要があるときには当該協力の目的及び内容等を定める協定を締結するものとする。

(地域連携)

第九条 機構は、国の機関、地方公共団体、地域機関その他の金融経済教育を実施する関係者と、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(政府の定める基本方針との関係)

第十条 機構は、国民の安定的な資産形成の実現に関し、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和6年3月15日閣議決定）」に沿って、業務を行うものとする。

(細則)

第十一条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営について必要があるときは、細則を定める。

## 附 則

- 1 この業務方法書は、内閣総理大臣の認可を受けた日（令和6年5月14日）から施行する。